



シントリの訓練を行う鵜匠（岐阜市長良）

第 8 章

運営・体制

第1節	協議会の役割……………	82頁
第2節	各組織の役割……………	82頁
第3節	市民の役割……………	84頁
第4節	体制整備……………	85頁



第1節 協議会の役割

本章では、第7章で示した計画期間に実施する事業を実際に推進していくための運営・体制を示す。まずは、本計画作成事業の主体者である「長良川の鵜飼漁の技術」保存活用協議会の役割を示す。

第1章第3節で示したとおり、本計画の作成を契機にこの協議会を設立した意義は大きい。これまでの取組は、両保存会や両市がそれぞれ独自に進めてきたが、両保存会及び両市で構成される一体的な協議会が組織されること自体初めてとなる。

協議会の目的は、重要無形民俗文化財「長良川の鵜飼漁の技術」の保存活用の推進であるため、取組全体の中心組織として、本計画の作成以降も協議会の活動を継続する。また、協議会の目的を達成するため、本計画の進捗確認だけでなく、鵜飼漁に関わる人材の育成やイベントの開催など、両保存会及び両市に関わる総合的な事業を積極的に実施していく。

【協議会の活動内容】

●保存活用計画の作成

協議会の総会での審議を経て、令和2年度に本計画を作成した。

●保存活用計画に位置付けられた事業の実施

両保存会及び両市が連携して一体的に取り組むべき事業は、協議会が主体者となる。

●総会及び両保存会連絡会の開催

毎年総会を開催して諸事項を審議するとともに、両保存会の全会員を集めた連絡会を開催し、鵜匠間の情報共有を図る。

●保存活用計画の更新

5年ごとに本計画を更新する。次回は、令和7年度中に本計画の内容を見直し、令和8年度から新しい計画に沿って事業を進めていく。

第2節 各組織の役割

重要無形民俗文化財「長良川の鵜飼漁の技術」の保護団体である両保存会、鵜飼漁に関わる文化財行政や観光行政等を担う両市を、本計画の推進組織として位置付ける。

その他の組織については、組織の特性や得意分野を活かしながら、互いに連携して保存活用の取組を進めていく。

＜両保存会＞

役 割：鵜飼漁の実施、保存、継承、公開、普及啓発

団 体：岐阜長良川鵜飼保存会（事務局：岐阜市文化財保護課）

小瀬鵜飼保存会



＜両市＞

役 割：鵜飼漁の支援、普及啓発、情報発信、調査研究

関係課：[岐阜市]

文化財保護課、ぎふ魅力づくり推進政策課、歴史博物館、

観光コンベンション課（長良川うかいミュージアム）、

広報広聴課、経済政策課、畜産課、学校指導課、環境保全課、河川課等

[関市]

文化課文化財保護センター、観光課、企画広報課、農務課、土木課、

学校教育課等

＜両市以外の行政＞

役 割：鵜飼漁の支援、保存活用に対する指導助言

機 関：日立市（観光物産課）

文化庁（文化財第一課）

岐阜県（文化伝承課）

＜観覧船事業者＞

役 割：鵜飼漁の公開、情報発信

団 体：岐阜市（鵜飼観覧船事務所）

関遊船株式会社

＜市民団体＞

役 割：鵜飼漁の支援、普及啓発、情報発信、長良川の環境保全

団 体：長良川鵜飼文化応援団

長良川環境レンジャー協会

岐阜県文化財保護協会（美濃支部・関支部）

＜審議会＞

役 割：鵜飼漁の調査研究、文化的景観の調査研究、鵜飼漁に関わる文化財指定

団 体：岐阜市長良川鵜飼習俗総合調査委員会（事務局：岐阜市文化財保護課）

岐阜市長良川鵜飼習俗総合調査専門委員会（事務局：岐阜市文化財保護課）

関市小瀬鵜飼習俗総合調査委員会（専門部会）（事務局：関市文化課文化財保護センター）

長良川流域の文化的景観検討委員会（事務局：岐阜市文化財保護課）

岐阜市文化財審議会（事務局：岐阜市文化財保護課）

関市文化財審議会（事務局：関市文化課文化財保護センター）

＜協議会等＞

役 割：鵜飼漁の支援、普及啓発、情報発信、長良川の環境保全

団 体：ウミウ捕獲技術保存協議会（事務局：日立市観光協会）

長良川下流域魚族保護対策協議会（事務局：岐阜市畜産課）

長良川流域環境ネットワーク協議会（事務局：会長の属する団体）

ぎふ歴史遺産活用推進協議会（事務局：岐阜市文化財保護課）

ぎふ長良川水辺空間活用協議会（事務局：岐阜市ぎふ魅力づくり推進政策課）

＜民間事業者・観光関連団体＞

役 割：鵜飼漁の支援、継承、観光振興

団 体：岐阜観光コンベンション協会

関市観光協会

岐阜長良川温泉旅館協同組合

長良川温泉泊覧会実行委員会

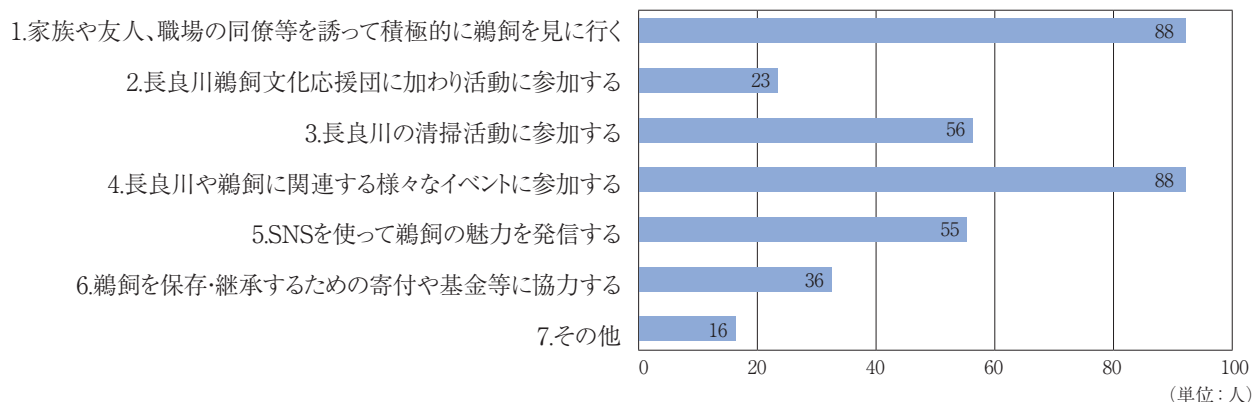
NPO法人グリーンウッドワーク協会

民間企業・NPO法人等

第3節 市民の役割

一人一人の市民も、文化財の保存活用において重要な役割を持つ。

平成29年度に岐阜市が実施した市政モニター（181人回答）に対するアンケートでは、「鵜飼の未来のために自分なら何ができると思うか」という質問に対して、以下のとおり回答を得ている。





〔自由記述〕

- ボランティアガイドとして、岐阜市に訪れた観光客に鵜飼を案内したい。
- 機会があれば、小学校などで鵜飼についての話ができるといい。
- 県外の友人が岐阜市に来た際には、時間がとれたら鵜飼に誘うようにしている。
- ボランティア活動を行うサークルで、長良川の清掃活動を年間6回行っている。
- 鵜飼に関するイベントがあったら参加したい。
- 市民鵜飼を利用して、県外の友人たちを招待したい。



長良川鵜飼文化応援団の活動

市民が担う役割については、必ずしも特別なことが求められているものではない。まずは鵜飼漁を見て、知って、理解するところから始めてもらうことが重要である。市民が負担なく「できること」を積み重ねられるよう、行政が中心となって環境整備を進めていく必要がある。

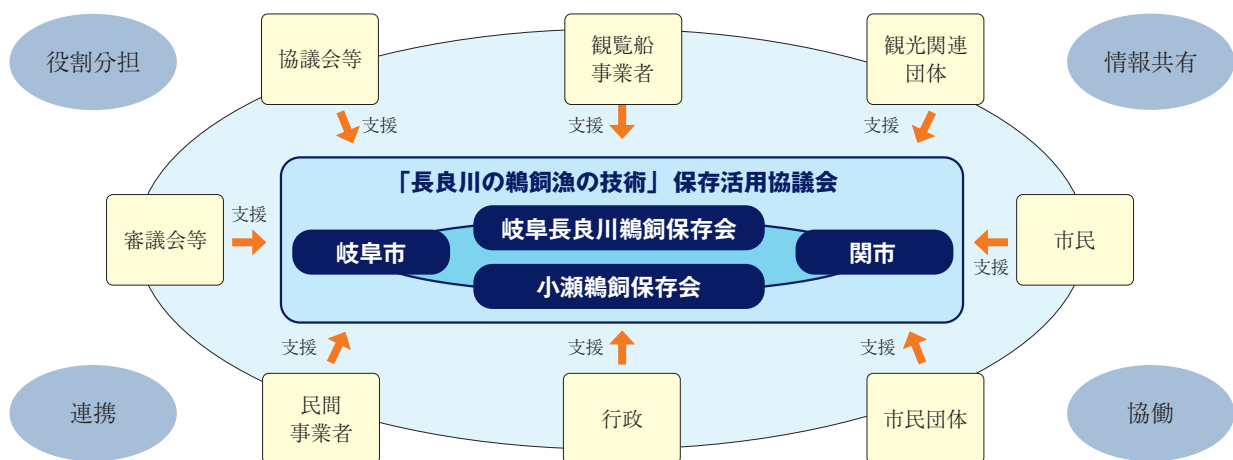


長良川の清掃活動

第4節 体制整備

(1) 推進体制

「長良川の鵜飼漁の技術」保存活用協議会を中心に、両保存会及び両市が文化財の保存活用の措置を推進する。各組織や市民は互いに情報共有・協働・連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことで、文化財の保存活用への支援に繋げる。



推進体制の体系図

(2) 持続可能な保存会のあり方

第7章にて、計画期間において優先的に取り組む措置のひとつとして「保存会の役割強化」を挙げた。多岐にわたる課題を各鵜匠家が個別に解決するには限界があるため、保存会の役割を強化し、組織的な取組を推進していくことを趣旨とする。

両保存会は、平成19年に鵜匠のみで構成される組織として設立。その後、岐阜長良川鵜飼保存会は、令和2年度に新たな体制整備に向けて動き出した。岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課が事務局を務め、市の関与のもと保存会の体制強化に向けた仕組みづくりが進められている。小瀬鵜飼保存会は、体制整備が今後の課題である。

5年後、10年後、その先の未来を見据えた保存活用取組を実行していくために、保存会も持続可能な組織にする必要がある。しかし、保存会の体制整備は設立当初より進みつつあるが、現状を見ると、市からの補助金や負担金に依存しており、主体的な事業も十分とは言えず、体制はいまだ脆弱と言わざるを得ない。

以上を踏まえ、「保存会の自立」が取り組むべき喫緊の課題と考えられる。そのための手段として、将来的には保存会の法人化も視野に検討すべきである。保存会を法人化することにより、社会的信用の向上、組織基盤の確立、収益事業による自主財源の獲得等が期待できる。実際に、全国を見ると、国指定等の文化財保護団体のうち、法人として活動している団体がいくつか見受けられる。法人化はあくまで選択肢のひとつではあるが、今後は持続可能な保存会のあり方を幅広く検討していく必要がある。

【法人として活動している文化財保護団体】

※国指定文化財等データベースに記載されているものを抽出

重要無形民俗文化財(4団体／318件)

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(1団体／647件)

重要無形文化財(2団体／106件)

選定保存技術(12団体／81件)

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財(1団体／132件)